

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則による東京都公安委員会が認める区域

昭和 60 年 3 月 1 日

公安委員会告示第 33 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(昭和 60 年 2 月 1 日東京都公安委員会規則第 1 号)第 2 条第 2 項の規定により、東京都公安委員会が認める区域は、次のとおりとする。

- 1 中央区のうち、銀座四丁目から同八丁目までの区域
- 2 港区のうち、新橋二丁目から同四丁目までの区域
- 3 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目、同二丁目(9 番、10 番及び 19 番から 46 番まで)及び新宿三丁目の区域
- 4 渋谷区のうち、道玄坂一丁目(1 番から 18 番まで)、同二丁目(1 番から 10 番まで)及び桜丘町(15 番及び 16 番)の区域